

よくある質問



Q. これまで使っていた集積所はどうなりますか。

A. 集合住宅敷地内の集積所を除き、原則廃止となります。

Q. 集積所で使っていたネット、看板、ストッカーの処分はどうすればいいですか。

A. 不要になったネットや看板は、ごみとして出してください。**令和5年3月末までは、無料で回収します。**透明又は半透明の袋に入れて出してください。

ストッカーについても、**令和5年3月末までは、無料で回収します。**ごみ対策課にご連絡ください。なお、固定されているものの取り外しや、大型のもの解体などは、利用者の皆様で行ってください。

Q. ごみ出し用のネットやかごは配布されますか。

A. 住宅ごとに排出する状況が異なるため、**市で配布は行いません。**プライバシー対策や散乱防止など、**必要に応じて各世帯でネットやかごをご用意いただく**よう、ご協力をお願いします。

Q. 指定収集袋に記名欄がありますが、名前を書かなければいけないですか。

A. 市として**記名を強制するものではありません。**記名欄は、集合住宅等での管理の一環として、袋に名前や部屋番号などを書く必要がある場合に利用してください。

Q. 各部屋のごみ袋を、袋のまま指定収集袋に入れてもいいですか。

A. **内袋に入れて出してください構いません。**ただし、不燃ごみ、容器包装プラスチックについては、中間処理施設の選別作業等に支障があるため、可能な限り直接指定収集袋に入れて出してください。

Q. 指定収集袋に入れば、粗大ごみではなくて、可燃ごみや不燃ごみで出してもいいですか。

A. **基準を超える大きさのものは原則粗大ごみでお申し込みください。**粗大ごみの基準は、P22をご確認ください。

解体等して、基準より小さくしていただければ、材質に応じて指定収集袋等で回収できます。

また、かさや園芸用の支柱などの棒状のものは不燃ごみでも出せます。P8をご確認ください。

よくある質問



Q. プラスチック類の分別がわかりづらいです。

A. プラスチックは、大きく次の3種類に分類されます。

①ペットボトル…飲料、酒類、しょうゆなどのプラスチック製ボトル

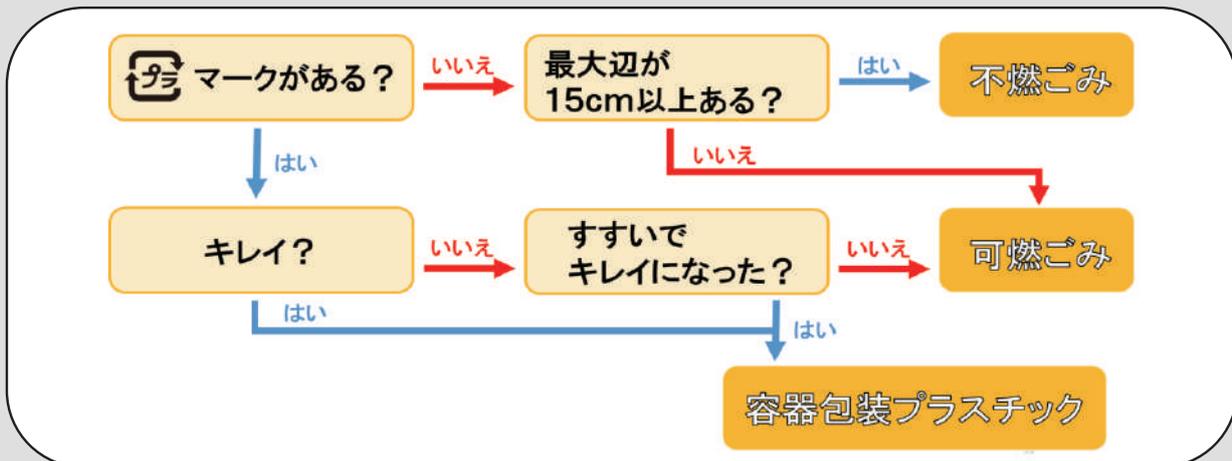


②容器包装プラスチック…商品を入れたり、包んでいたプラスチック製の容器や包装

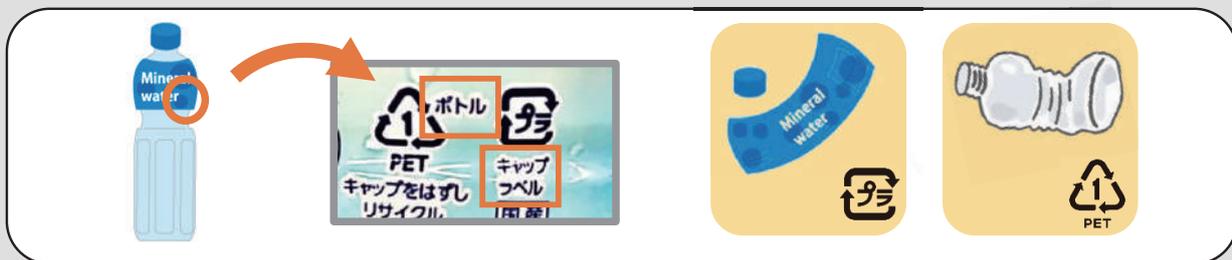


③その他のプラスチック製品…タッパーやハンガーなど、主にそれ自体が商品のもの
→最大辺15cm未満は可燃ごみ、最大辺15cm以上は不燃ごみです。

容器包装プラスチックの分別は、プラマークがあるかないか汚れがおちるかおちないかプラスチック製品の大きさにより判断できます。下のフロー図を参考にしてください。



プラマークなどは、ラベルなどにまとめて表示され、フタやフィルムには直接表示されていない場合もあります。その場合は、マークの近くにその部分が明記されています。



Q. 日本語が分からない方向けの案内はありますか。

A. 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語表記のパンフレット等を用意する予定です。窓口での配布及びホームページでの公開を予定しています。